

公益財団法人さいたま市スポーツ協会役員及び 評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第14条及び第28条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務行為の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等に対して無報酬とする。

2 前項に関わらず、前条第2項に定める常勤役員の報酬等は、常勤役員が他の職場を定年退職した者については、下記の定めによる。ただし、定年退職以前の者については、理事会の承認を得て、別に定める「職員の給与に関する規程」による

- (1) 報酬は、月額 350,000 円以内とする。
- (2) 期末勤勉手当は、年2回、各450,000円以内とする。
- (3) その他の手当では、交通費を職員給与に関する規程に準じ支給することができる。

- (4) 常勤役員の退職手当は、支給しない。
- (5) 報酬は月額をもって支給するものとし、支給日は毎月21日とする。その日が休日（祝日法による休日及び年末年始をいう。以下同じ。）、日曜日及び土曜日に当たるときはその日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- (6) 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (7) 非常勤役員は、無報酬とする。

（費用弁償）

第4条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを支払うものとする。

（端数の処理）

第5条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議員の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

平成31年4月1日より、一部改訂する。

令和5年1月12日より、一部改訂する。